

(別紙2)

被害者保護のための法制度について

(沿革)

平成12年、犯罪被害者等の保護を図るための刑事事件に付随する措置に関する法律が制定、施行され、同時に刑事訴訟法が改正されて、犯罪被害者保護のための諸制度が設けられた。

平成17年には犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念が定められた。

そして、平成19年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、この12月にその一部が施行され、残りは来年中に施行される見通しである。

(既に存在する主な制度)

1 証人尋問の際の措置

証人尋問を受けることは、被害者にとって大きな心理的負担となるばかりか、証言を求められることにより被害の記憶が蘇り、場合によっては二次的な精神的被害を被る可能性もある。しかし、被害者は証拠の要であって、被告人が犯罪事実を否認している場合には、被害者の証人尋問は欠かせないことが多い。

そこで、証人の心理的負担を少しでも軽くするため、いくつかの制度が設けられている。

まず、裁判所は、証人の年齢などを考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあるときは、適当な人に付き添ってもらうように決めることができる(法157の2)。

また、裁判所は、犯罪の性質などを考慮し、被告人の面前で証言させると証人が圧迫を受け、精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合は、証人と被告人との間に遮蔽などをして、被告人から見られないようにすることができる(法157の3)。

さらに、裁判所は、犯罪の性質などを考慮し、裁判官や検察官、弁護士、被告人が在席する場所で証言をさせると証人が圧迫を受け、精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合は、証人を法廷ではない別の場所に在席させ、ビデオカメラを通じて通話をする方法で証人尋問を行うことができる。これをビデオリンク方式による証人尋問と呼んでいる(法157の4)。

なお、これらの証人尋問の際の措置の適用を受けるのは、必ずしも被害者には限られていない。目撃者や共犯者など、被害者以外の証人にも適用される。

2 被害者等による意見の陳述

被害者やその法定代理人(被害者が死亡した場合には、その配偶者、直系親族・兄弟姉妹)は、検察官に申し出をすれば、公判期日において被害に関する心情その他の意見の陳述をすることができる。これは、有罪判決のときに刑を決めるに当たり、被害者等の心情などを量刑の資料とするための制度である。

もともと、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見の陳述に代えて意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

3 公判記録の閲覧、謄写

被害者等は、刑事裁判の記録（公判記録）を閲覧し、これを謄写することができる（被害者保護法3）。ただし、これは、損害賠償請求権の行使のために必要がある場合など正当な理由がある場合であって、かつ、犯罪の性質などを考慮して裁判所が相当と認める場合に限られる。

4 刑事上の和解

被害者等は、その被害を受けたことに対する損害賠償請求などの民事上の争いについて、被告人と合意ができたときは、刑事事件の裁判所に申立てをして、合意の内容をその事件の公判調書に記載してもらうことができる（被害者保護法4）。公判調書に記載された合意は、民事訴訟法に基づく和解と同じ効力があり、これに基づいて強制執行をすることができる。例えば、被告人は被害者に対していついっくらの金額を支払うという合意ができたとする、これを刑事事件の公判調書に記載してもらうと、被告人はそれだけの金額を支払わなければならない、支払わないときには、被害者は、この公判調書に基づいて、被告人の財産（勤めているときには給料債権も）を差し押さえることができる。

5 優先傍聴

裁判の傍聴はだれでもできるが、傍聴希望者が多数いる事件では、抽選をして傍聴者を決めるのが普通である。このようなときに、被害者等から傍聴を希望するという申し出があったときは、裁判長は、その被害者等が傍聴できるように配慮しなければならない（被害者保護法2）。普通は、優先傍聴席を設け、その席については抽選の対象外としている。

6 少年審判の場合

以上は、刑事裁判における被害者保護の法制度であるが、加害者が未成年の場合には、通常、刑事裁判ではなく家庭裁判所の少年審判手続で処分を受けることになる。少年審判は公開されず、だれも傍聴できないので、被害者等も傍聴できない。また、刑事和解の制度も適用されない。しかし、証人尋問のときの付き添いや遮蔽、ビデオリンクの制度は、少年審判にも適用される。また、被害者等が被害に関する心情その他事件に関する意見を陳述したいと申し出ると、原則として、家庭裁判所の裁判官か調査官が、被害者等の意見陳述を聴取することになる（少年法9の2）。また、少年審判記録の閲覧と謄写もできる（少年法5の2）。もっとも、刑事裁判とは異なり、少年の健全な育成に対する影響も考慮して閲覧謄写を許すかどうかを決めるので、少年のプライバシーに関する部分は、閲覧謄写が許されないことが多い。

（これから始まる制度）

1 閲覧謄写の範囲の拡大

被害者等は、これまで、刑事裁判の記録の閲覧謄写を求めるには、損害賠償請求権の行使のために必要がある場合など正当な理由が必要であったが、このような要件は撤廃された。

そして、その事件の被害者等だけではなく、被告人がした同種の別の犯罪の被害者もまた、閲覧謄写を求めることができるようになる。

この改正は、今年の12月26日までに施行される予定である。

2 被害者の氏名等の秘匿決定

裁判所が相当と認めたときには、性犯罪等について、被害者等の申し出により、被害者の氏名、住所など、被害者を特定できる事項を秘匿することができる。刑事裁判は公開の

法廷で行われ、しかも、起訴状の朗読、冒頭陳述、証書書類の取調べなどの訴訟手続はすべて口頭で行われるので、被害者の氏名や住所などがこれらによって明らかにされる可能性がある。この制度は、裁判所が決定をしたときには、法廷で行われるすべての手続において被害者を特定できる事項を述べるのが禁じられるというものである。通常は、単に「被害者」と呼んだり、あるいは仮名を決めて手続を進めることになると思われる。

この改正も、今年の12月26日までに施行される予定である。

3 刑事裁判への被害者参加

被害者等は、刑事裁判に参加し、法廷での手続に出席し、自ら、情状についての証人に対して尋問したり、被告人に対して質問したり、審理が終わる際に有罪無罪や量刑についての意見を述べるができるようになる。この制度は、殺人、傷害、危険運転致死、強制わいせつ、強姦、業務上過失傷害、逮捕監禁、誘拐、人身売買などの罪についてのみ適用される。この改正は、来年12月までに施行される予定である。

裁判に参加できると言っても、被告人に対する処罰を求めて訴訟活動するのが検察官であることに変化はない。被害者は、検察官の訴訟活動が不十分であると考えるときに、補充的に、証人尋問、被告人質問、意見陳述ができるにすぎない。しかも、これらは、まず検察官に申し出て、検察官が意見を付して裁判所に通知し、裁判所がこれを許可したときに、始めて行うことができる。また、意見陳述は、検察官が設定した訴因の範囲内ではできない。例えば、検察官が傷害致死で被告人を起訴しているときに、被害者等が意見陳述として、殺人罪が成立すると主張することはできない。

4 損害賠償命令

被害者等は、刑事の裁判手続で取り調べられた証拠を利用して、刑事裁判の判決言渡しの後に、被告人に対する損害賠償の裁判を求めることができるようになる。この制度は、殺人、傷害、危険運転致死、強制わいせつ、強姦、逮捕監禁、誘拐、人身売買などの罪についてのみ適用される。この改正も来年12月までに施行される。

被害者等は、審理が終わるまでの間に、刑事裁判を担当する裁判所に損害賠償命令の申立てをすることができる。この申立てがあったら、裁判所は、原則として、刑事裁判の判決言渡しに引き続き、その日のうちに、損害賠償命令の審理期日を開かなければならない。そして、刑事裁判で取り調べた証拠は原則として全部損害賠償命令事件の証拠としても取り調べなければならない。この手続は非公開であるが、普通は、刑事裁判が行われたその法廷で行われることになる。事実関係に争いがなく、改めて被告人の弁解などを聞く必要もなければ、その日のうちに損害賠償命令の裁判をすることも可能である。争いがあったり証拠が足りなかったりすると、期日を続行することになるが、長くかかることが予想される、具体的には4回を超える審理が必要と考えられるときは、事件を終了させ、普通の民事事件として民事事件担当の裁判所に記録を送付する。また、裁判所が損害賠償命令の裁判を告知した場合にも、当事者が2週間以外に異議を申し立てたときには、普通の民事事件に移行することになる。